

飼い主ができること

愛犬のお散歩ルール

1. ふんは必ず持ち帰る

公共の場所または他人の土地にふんを埋めるのは正しい処理ではありません。必ず持ち帰りましょう。



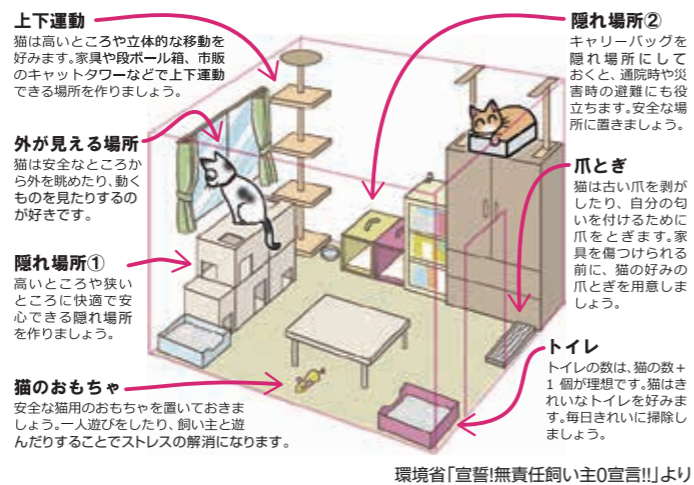
2. 電柱などにしたおしっこは水で流す

トイレは散歩の前に家で済ませておくのがマナーです。ペットボトルに入れた水を持ち歩くなり、電柱や他人の家の壁におしっこをしたら、水を流して流しましょう。

3. 犬をリードでつなく

県の条例により犬を放すことは原則禁止されています。公園や土手であっても必ずリードが必要です。また、散歩をするときは犬のとなりの行動にも対応できるようにリードを短めに持ち、愛犬が事故にあたり人に危害が及ばないようにすることが大切です。

猫に快適な室内環境



愛猫の室内飼いのススメ

交通事故、他の猫との接触による感染症やけが、望まない妊娠、迷子など猫にとって家の外は危険でいっぱいです。居心地の良い環境を整え、飼い主がたくさん遊んであげることで、家は猫にとって幸せな「なわばり」になります。完全室内飼いで愛猫を守りましょう。



「動物を飼いたい」と思ったときに

動物も歳を取り、介護が必要な場合もあります

ペットは人に比べて、速いスピードで歳を取ります。高齢になるにつれ、視力や聴力、嗅覚などの感覚、運動機能が衰えていきます。介護が必要な場合もあり、家族の協力が必要です。

また、ペットの生涯にかかる費用は治療代も含め猫1匹150万円、犬1匹240万円ともいわれます。

将来にわたる飼育の心構え、そして経済的負担も考慮した上で飼うことを考えましょう。

環境省「捨てず 増やさず 飼うなら一生」より
※品種や飼育環境により異なります。

犬・猫の年齢	人間の年齢に換算した年齢	
	大型犬	小・中型犬、猫
1歳	12歳	15歳
2歳	19歳	24歳
3歳	26歳	28歳
4歳	33歳	32歳
5歳	40歳	36歳
6歳	47歳	40歳
7歳	54歳	44歳
8歳	61歳	48歳
9歳	68歳	52歳
10歳	75歳	56歳
11歳	82歳	60歳
12歳	89歳	64歳
13歳	96歳	68歳
14歳	103歳	72歳
15歳	110歳	76歳
16歳	117歳	80歳
17歳	124歳	84歳

高齢になるとなりやすい病気の例

- ◆犬の認知症 異常な食欲、異常な吠え声、徘徊、排泄の失敗など
- ◆猫の慢性腎不全 多飲多尿、食欲不振、脱水、毛がパサつく、口内炎など
- ◆必要な介護 歩行や排泄の介助(おむつ)、投薬など

命を守る、一緒に避難するために 災害時に備えましょう

1 住まいや飼育場所の防災対策

- ・家具やケージの固定、転倒防止、落下防止
- ・屋外飼育の場合は、飼育場所の安全確認(外塀やガラス窓の近くを避ける)
- ・ケージなどペットの避難場所(隠れ場所)の確保

2 ペットのしつけと行方不明対策

- ・ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく
- ・人や他の動物を怖がらないように慣らしておく
- ・決められた場所で排泄ができるようにする
- ・各種ワクチンを接種する
- ・迷子札やマイクロチップの装着・登録

3 ペット用の避難用品を準備

- 療法食、薬
- ペットフード、水(少なくとも5日分)
- キャリーバッグやケージ(覆えるタオルケットまたは新聞紙)
- 予備の首輪、リード(伸びないもの)
- ペットシーツ
- 排泄物の処理用具
- 食器
- トイレ用品

避難所では、動物が苦手な人やアレルギーを持った人もいます。避難者が生活するスペースとペットの受け入れスペースを分けて用意します。なお、ペットは飼い主が用意したケージに入れて飼育してください。



飼わない方・飼えない方も

知っていますか さくらねこ



市では、公益財団法人どうぶつ基金の協力を得て、飼い主のいない猫が無料で不妊手術を受けることのできるチケット交付事業を行っています。これにより、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分を減らすことができます。申請方法などは市ホームページをご覧ください。

「さくらねこ」とは、不妊手術済みの印に、耳先を桜の花びらのようにV字カットした猫のことをいいます。これにより同じ猫が再び手術されるのを防ぐことができます。さくらねこを見つけた際は、優しく見守ってあげてください。

▶問い合わせ 環境課 ☎ 556-9530

殺処分ゼロへ 公益財団法人どうぶつ基金への寄付

動物の適正な飼育法の指導や動物愛護思想の普及などを行っています。誰でも支援に参加することができます。



人とペットの安全や健康のため 飼い主の義務があります

狂犬病予防接種を毎年受けましょう

狂犬病予防法では、飼い主に自治体への犬の登録が義務付けられています。犬を飼う時、転入時、ペットが亡くなった時に届け出が必要です。

また、毎年狂犬病予防接種を受ける必要があります。市では毎年、各公民館などで狂犬病予防集合注射を行っています。狂犬病は、主に犬に咬まれて感染し、発症するとほぼ100パーセント死亡する病気です。現在も世界のほとんどの地域で発生し年間約6万人が亡くなっています。日本では1957年を最後に、人、動物ともに国内感染はありませんが、海外から持ち込まれる可能性も大いに考えられます。毎年の飼い犬への狂犬病予防接種は、狂犬病の人への感染を予防することになります。

▶問い合わせ 健康づくり課 ☎ 553-0053



マイクロチップの装着・登録を

6月1日に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられました。ペットショップなどから犬や猫を家族に迎え入れた飼い主は自分の住所や氏名、電話番号を登録する必要があります。登録はオンラインで行うことができます。

マイクロチップは、直径1.4ミリメートル、長さ8.2ミリメートル程度の円筒形の小さな電子標識器具です。15桁の数字が記録されており、専用の注射器で首の後ろの皮膚に埋め込みます。犬や猫が迷子になったり、災害、盗難、事故などによって離ればなれになったりしても、飼い主の元へ戻る確率を高めることができます。現在32万頭以上の登録が行われています。

